人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―四一

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「ＴＰＰ政府対策本部の国内調整総括官若しくは」を「ＴＰＰ等政府対策本部」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府・総務省告示第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第六十条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～十五　略］	［一～十五　同上］
十六　主務省令第二十三条に掲げる事務	十六　主務省令第二十三条に掲げる事務
同条第二号に掲げる情報	同条第一号に掲げる情報
［十七～六十四　略］	［十七～六十四　同上］
六十五　主務省令第五十三条第四号に掲げる事務　同号に掲げる情報	［号を加える。］
六十六　主務省令第五十三条第五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報	六十五　主務省令第五十三条第四号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
六十七　［略］	六十六　［同上］
備考　表中の「　」の記載は注記である。	

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（平成二十九年内閣府・総務省令第六号）の施行の日から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（平成二十九年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の施行に伴い、対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成二十二年八月内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

文部科学大臣臨時代理

国務大臣　鶴保　庸介

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　山本　有二

経済産業大臣　世耕　弘成

国土交通大臣　石井　啓一

環境大臣　山本　公一